

除染作業年内完了へ

原発事故により放出された放射能に対する不安を解消するため、市では「田村市除染実施計画」に基づき、平成24年度から除染を実施しています。

平成26年度には、国が直接実施した除染特別地域を含めた都路町全域、常葉町山根・堀田・黒川・田代地区、船引町移地区の除染作業が完了し、今年6月末までには、船引町瀬川・美山・文珠・要田地区、常葉町西向・鹿山地区の除染作業が完了しました。

その他の地域において、今年中には除染作業が完了する予定です。

除染除去物は、中間貯蔵施設へ搬出されるまで、各地区の一時保管所で管理されます。

問い合わせ

市民部
原子力災害対策課
82-11116

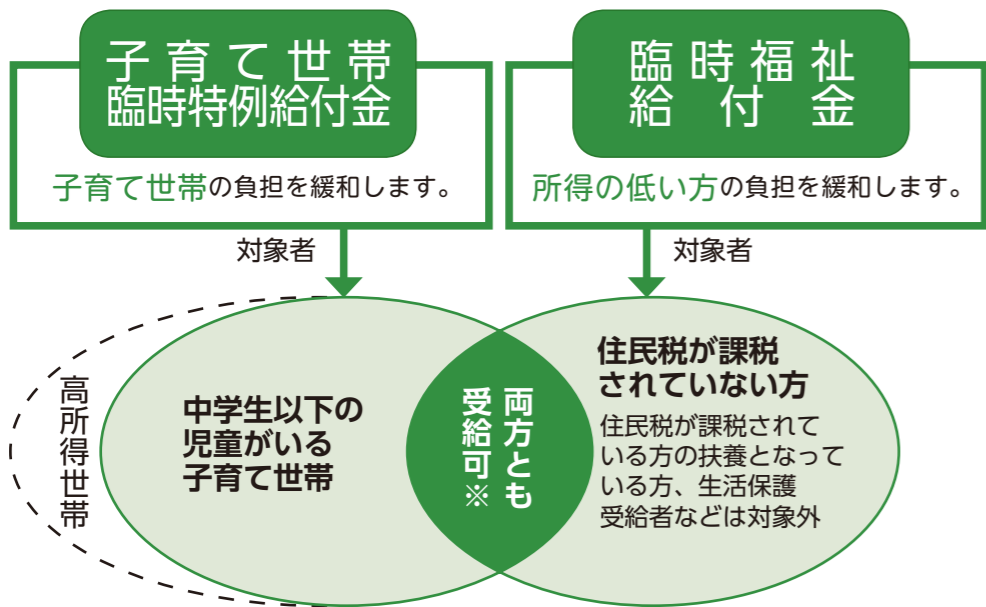


地区	施工者	計画件数	進捗状況			進捗率
			除染完了	調査にて終了(※)	計	
優先地域 (都路町のうち除染特別地域を除く全域、常葉町山根・堀田・黒川・田代地区、船引町移地区)	田村市復興事業組合	2,358件	2,322件	36件	2,358件	100%
その他地域北部 (常葉町西向・鹿山地区、船引町瀬川・美山・文珠・要田地区)	(株)安藤・間	2,166件	1,530件	636件	2,166件	100%
その他地域南部 (滝根町、大越町、常葉町のうち上記以外の地区、船引町船引・芦沢・七郷地区)	青木あすなろ建設(株)	7,771件	888件	6,334件	7,222件	93%

※調査にて終了…事前測定の結果、0.23 μ Sv/h 未満のため除染が必要ないとされたもののほか、除染作業辞退を含みます。

お知らせします 2つの給付金

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するための臨時的な措置として、今年度も「2つの給付金」を支給します。



※今年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

臨時福祉給付金

支給対象者

平成27年1月1日時点で住民票が田村市にあり、かつ平成27年度分の住民税が課税されていない方

※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除きます。

支給額

1人につき6000円

基準日

平成27年1月1日

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成27年6月分の児童手当を田村市から受給される方

※特例給付(児童手当所得制限限度額以上で、児童1人あたり5000円を支給するもの)を受給している方は除きます。

対象児童

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額

3000円
対象児童1人につき

申請手続き

申請期間

平成27年8月3日(月)～平成28年2月2日(火)

申請方法

給付対象となる方に申請書を郵送しますので、同封する案内を参考に申請書を作成し、返信用封筒で返送してください。

※対象になると思われる方で、申請書が8月中旬までにお手元に届かない場合、また、障害年金・遺族年金を受給している方でも、申告をすることで受給できる場合がありますので、社会福祉課までお問い合わせください。

注意!

今年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方は、両方を受け取ることができます。その場合、それぞれの申請が必要となります。

原則として、申請期間外の申請は受け付けませんのでご注意ください。

振り込め詐欺や個人情報詐取にご注意ください

「ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省などの国の職員をよそおった電話や郵便が来たら、お住まいの市町村や警察署、または警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。」

問い合わせ

〈申請方法について〉
保健福祉部 社会福祉課
81-2273
〈制度について〉
厚生労働省
2つの給付金専用電話
0570-0371192